

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年1月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2400365 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2400073 号

第1 結論

1 請求者のA社における請求期間①、②、④、⑤及び⑥について、別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①、②、④、⑤及び⑥の別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る請求期間①、②、④、⑤及び⑥の別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における請求期間①、②及び⑥について、別表の第4欄に掲げる標準賞与額を、同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間①、②及び⑥の別表の第5欄に掲げる標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求者のA社における請求期間③について、平成29年10月1日から令和元年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については44万円から50万円とする。

平成29年10月から令和元年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年10月から令和元年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和52年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成 28 年 7 月 26 日
② 平成 28 年 12 月 19 日
③ 平成 29 年 10 月 1 日から令和元年 8 月 1 日まで
④ 平成 29 年 12 月 27 日
⑤ 平成 30 年 8 月 1 日
⑥ 平成 30 年 12 月 21 日

A 社に勤務した期間のうち、請求期間①の標準賞与額については記録がなく、また、請求期間②、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額並びに請求期間③の標準報酬月額については、事業主による届出が遅れたことにより、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①、②、④、⑤及び⑥について、請求者から提出された賞与明細書及び給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）並びにB市から提出された住民税の課税状況について（回答）（以下「課税証明」という。）により、請求者はA社から賞与を支給され、当該賞与の支給額に見合う標準賞与額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準賞与額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準賞与額を超える額であることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は被保険者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、前記の資料により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

また、請求期間①、②、④、⑤及び⑥の賞与支払年月日については、請求者から提出された賞与明細書の支給日欄にはそれぞれの請求期間の日付が記載されているものの、A社が加入している健康保険組合の記録、金融機関から提出された請求者に係る取引明細書、同社の同僚から提出された預金通帳の写し及び同社の社会保険事務担当者の陳述により、それぞれ別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求期間①、②、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求者の当該期間に係る届出や保険料納付について具体的な回答及び陳述が得られず、これを確認できる資料がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 前記の資料により、別表の第2欄に掲げる賞与支給額に基づく標準賞与額は、同表の第4欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準賞与額を超える額であることが認められる。

したがって、請求期間①、②及び⑥に係る標準賞与額については、別表の第5欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間③について、請求者から提出された当該期間に係る給与明細書及び源泉徴収票並びにB市から提出された課税証明により、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える額であることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成29年10月1日から令和元年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記資料により確認できる厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求者の当該期間に係る届出や保険料納付について具体的な回答及び陳述が得られず、これを確認できる資料がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の標準報酬月額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

別表

請求期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	賞与支払年月日	賞与支給額に基づく標準賞与額	厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額	厚生年金特例法訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準賞与額
①	平成28年7月27日	50万円	46万3,000円	46万3,000円	50万円
②	平成28年12月20日	50万円	46万2,000円	46万2,000円	50万円
④	平成29年12月28日	55万円	54万7,000円	54万7,000円	—
⑤	平成30年8月2日	58万3,000円	58万円	58万円	—
⑥	平成30年12月28日	58万3,000円	58万円	58万円	58万3,000円